広資料第41号 令和6年6月3日 健康福祉部健康推進課 市民情報提供資料

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定締結について

このことについて、イオンモールむさし村山と協定を締結しましたので、別紙のとおりお知らせします。

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定

武蔵村山市(以下「甲」という。)とイオンモールむさし村山(以下「乙」という。)は、次の条項により協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、気候変動適応法(平成30年法律第50号)第21条第1項の規定 に基づき、甲が指定した指定暑熱避難施設について、同条第3項の規定による協定を締 結するものである。

(定義)

第2条 この協定において使用する用語は、気候変動適応法において使用する用語の例による。

(協定の目的となる指定暑熱避難施設)

- 第3条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設(以下「対象施設」という。)は、次に 定めるとおりとする。
 - (1) 名称 イオンモールむさし村山
 - (2) 所在地 武蔵村山市榎一丁目1-3 (開放可能日等)
- 第4条 対象施設の開放可能日等及び開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 開放する日 毎年6月1日から9月30日までの間とする。ただし、対象施設の営業日による。
 - (2) 開放する時間帯 対象施設の営業時間による。
 - (3) 開放により受け入れが可能であると見込まれる人数 13,000人以上
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、開放可能日等について、協議により定めることができる。

(施設の管理)

第5条 対象施設の管理責任者は、次に定めるとおりとする。

所属部課 イオンモールむさし村山

役職名 ゼネラルマネージャー

- 2 乙は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則(令和6年環境省令第2号)に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設の住民その他の者の滞在の用に供する部分(以下「供用部分」という。)を適切に維持管理するものとする。
- 3 甲は、対象施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞在に 支障が生ずるおそれがあると認めるときは、乙に対し、改善を申し入れることができる。 (熱中症特別警戒情報の発表時の対応)
- 第6条 甲は、東京都を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに乙に伝達するものとする。
- 2 乙は、前項の規定による伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、

第4条に定める開放可能日等において、対象施設のうち供用部分を一般に開放するもの とする。

3 前項の規定による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、乙 においてこれを行うものとする。この場合において、乙は、必要に応じ甲に協力を求める ことができる。

(勢中症特別警戒情報の発表時以外の対応)

- 第7条 乙は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避け るための滞在場所として、第4条に定める開放可能日等において、対象施設のうち供用部 分を一般に開放にするよう努めるものとする。
- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用 する。

(変更の協議)

第8条 乙は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる 場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。 ただし、当該期間の満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない 旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、 以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱い を定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有 するものとする。

令和 6年5月31日

東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (甲) 所在地

名 称 武蔵村山市

代表者 武藏村山市县 Ш 韶 泰

(乙) 所在地 名 称 代表者

東京都武蔵村山市植一丁目1番3号 イオンモール株式会社イオンモールむさし村山 禁が小泉博典

